

# 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 報酬として支給する金額は、次のとおりとする。

会長 月額 5万円

2 報酬に対応する勤務形態は次のとおりとする。

- (1) 週2日の決裁日
- (2) 小千谷市社会福祉協議会が実施する事業への参加
- (3) 各種関係団体等からの依頼による参加

## (費用弁償)

第3条 役員及び評議員が招集に応じ、又は職務のために旅行したときは、その都度別表第1により費用弁償として旅費を支給する。

2 車賃は、市内旅行にあつては、別表第2による地域のみとし(片道2キロメートル以上)、市外旅行にあつては、別表第2により計算した額と、小千谷市職員の旅費支給に関する条例(昭和29年小千谷市条例第18号)の定めるところによる額の合計額とする。

3 前2項に定めるもののほか、役員及び評議員に支給する旅費については、職員に支給する旅費の例による。

## (委任規定)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別紙第1 (第3条第1項関係)

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)	
				市外	市内	県外	県内
普通旅客運賃	1等	実費	40円	2,600円	1,500円	13,100円	11,800円

## 備考

- 1 県外旅行の場合は、交通費として1日につき700円加算する。
- 2 船賃は所定の等級のないときは、その最高運賃とする。

## 別紙第2 (第3条第2項関係)

## 市内路程表 (片道)

単位: km

町名	路程	町名	路程	町名	路程	町名	路程	町名	路程
上ノ山	2.1	塩殿	9.4	真皿	11.9	栗山	15.0	表三之町	7.7
元町	2.6	卯ノ木	9.1	冬井	14.5	本村	12.3	稲場	7.8
日吉	2.3	上片貝	5.8	戸屋	15.6	干三	12.7	屋敷	7.8
船岡	2.4	打越	3.2	塩谷	14.0	源藤山	14.1	四之町	7.9
栄町	2.8	上村	3.2	荷頃	11.5	石名坂	11.6	高見	8.1
蕨生	4.4	水口	3.2	蘭木	12.4	中山	11.9	新屋敷	8.0
東栄	3.0	滝谷	3.4	岩間木	10.4	芋坂	11.9	五之町	8.4
元中子	3.5	藤田沢	3.9	首沢	11.2	時之島	11.7	八島	8.9
信濃町	3.8	高畑	3.5	朝日	8.6	市之沢	8.0	沼田	8.0
山寺	3.6	茶合	4.8	寺沢	8.2	山新田	9.1	池津	7.6
旭町	3.3	二俣	5.3	中山	9.9	芹久保	11.0	山屋	6.1
木津町	5.1	辻入	5.8	小栗山	10.3	若栃	10.1	鴻巣	5.1
木津団地	4.2	四ツ子	3.9	桂	12.9	北山	13.3		
津山町	4.1	千谷川	2.3	岩沢山谷	13.5	孫四郎	15.4		
浦柄	6.6	時水	2.1	市ノ口	14.7	高梨	6.3		
横渡	5.1	山谷	2.3	岩山	16.3	五辺	7.5		
山本	3.6	藪川	2.3	池ノ又	16.9	一之町一区	6.8		
西中	3.1	三仏生	4.5	田代	18.0	一之町二区	7.2		
谷内	3.9	千谷	3.1	小土山	19.1	一之町三区	7.2		
池ヶ原	6.4	小栗田	3.4	外之沢	19.8	一之町四区	7.4		
古田	7.3	坪野(下)	4.2	大崩	16.8	一之町五区	7.2		
池中新田	6.7	内ヶ巻	14.0	池之平	17.6	二之町	7.4		
坪野(上)	10.9	川井本田	11.8	上沢	13.5	茶畑	7.5		
細島	10.3	新田	11.3	万年	13.4	町裏	7.5		

車賃を計算するときは、1km未満の端数を切り捨てる。(往復の場合は倍額後)